

建設業許可・更新時の保険加入状況の 確認・指導

建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導（①現行制度）

1. 概要

- 建設業を営もうとする者は、軽微な工事を除き、建設業の許可（28の建設工事の種類ごと）を受けなければならない。
 - 2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者については国土交通大臣、1の都道府県のみには営業所を設置して建設業を営む者については都道府県知事が許可を行う。
 - いずれかの許可（有効期間は5年間）を受けていれば、国内のどの地域の工事でも請け負うことができる。
- ※軽微な工事：①建築工事では1500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、②その他は500万円未満の工事

2. 許可の要件

（1）一般建設業の許可

【対象】 特定建設業の許可が必要な者以外の建設業者

【許可基準】

- ・常勤役員に5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有するものを配置
- ・営業所ごとに建設業の種類に応じた技術者を専任で配置
- ・役員等が不正又は不誠実な行為を行うおそれが明らかな者でないこと
- ・財産的基礎要件（自己資本500万円以上等）
- ・欠格要件（破産者等）に該当しない

（2）特定建設業の許可

【対象】 3000万円（建築では4500万円）以上の工事を下請に出す建設業者

【許可基準】

- ・常勤役員に5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有するものを配置
- ・営業所ごとに建設業の種類に応じた一級の国家資格者等を専任で配置
- ・役員等が不正又は不誠実な行為を行うおそれが明らかな者でないこと
- ・財産的基礎要件（①資本金2000万円以上かつ自己資本4000万円以上、②欠損額が資本金の20%以下、③流動比率75%以上）を全て充足
- ・欠格要件（破産者等）に該当しない

3. 申請書類

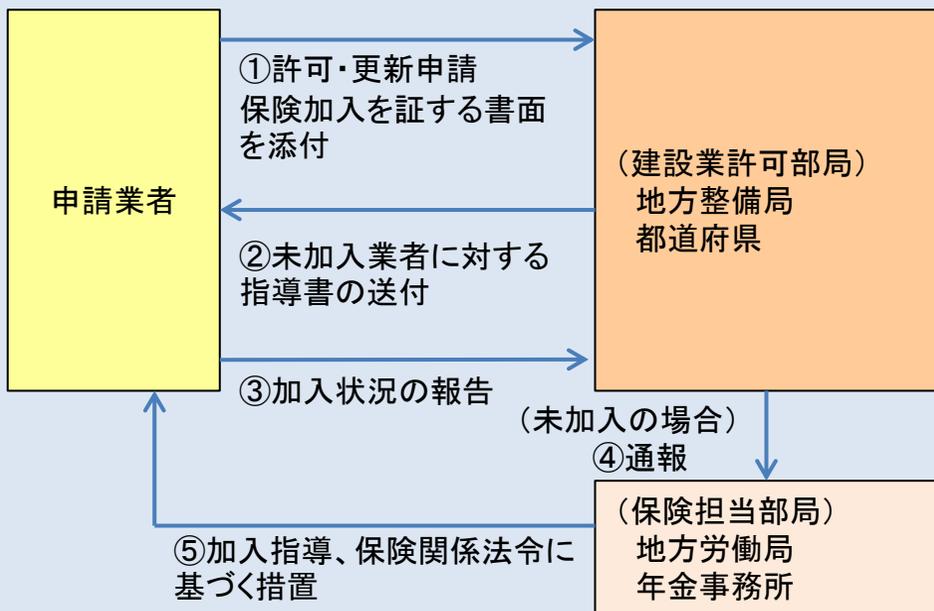
- 申請書
- 添付書類
 - ①工事経歴書
 - ②直前3年の各営業年度における工事施工金額
 - ③使用人数
 - ④誓約書
 - ⑤経營業務の管理責任者証明、専任技術者証明書、指導監督的実務経験証明書
 - ⑥政令で定める使用人の一覧表
 - ⑦国家資格者等・監理技術者一覧表
 - ⑧略歴書（申請者、政令で定める使用人）
 - ⑨成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - ⑩成年被後見人及び被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
 - ⑪定款
 - ⑫株主（出資者）調書
 - ⑬貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ⑭注記表、附属明細表
 - ⑮貸借対照表、損益計算書
 - ⑯登記事項証明書
 - ⑰営業の沿革
 - ⑱所属建設業者団体
 - ⑲納税証明書
 - ⑳主要取引金融機関名

建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導（②改正に向けた方向性）

概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加する（建設業法施行規則第4条第1項を改正）。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入業者に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する（段階的に実施）。

スキーム



申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
 - ①保険加入の有無、保険加入者数、加入番号を記載した書面
 - ②確認資料
 - ・雇用保険: 労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険: 保険料領収証書又は納入証明書

申告書・領収証書等の有無により、企業単位での加入状況を確認するほか、保険加入者数と使用人数、支払保険料を照合することにより、労働者単位での加入状況確認を行う（検討課題）。

保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新申請を不許可とする取扱はせず、許可を行うと同時に指導文書を送付する。
↓
- 後日、保険加入の報告を求める。
↓
- 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
 - ・健康保険、年金→年金事務所
 - ・雇用保険→地方労働局

<通報の内容>

 - ・業者名、所在地
 - ・未加入の保険種類(雇用、医療、年金) 等

主な検討事項

1. 確認対象

○許可・更新の申請時に、事業所が強制適用事業所となっているかどうか、申請書類(定款、使用人数)により確認するか。

※事業所が法人である場合、個人事業主であって常用労働者が5名以上の場合は強制適用。

※個人事業主であって常用労働者が4名以下の場合は、任意加入が可能であるが、未加入の場合は国民健康保険・国民年金の加入を指導することとするか。

2. 確認書類

○保険加入状況の確認のために、次の書類の写しを求めることとするか。

・雇用保険:「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「保険料の納入に係る領収済通知書」

※雇用保険に係る書類

①保険関係成立届	保険関係の成立時に提出する書類、事業主の名称、被保険者数等を記載
②雇用保険被保険者資格取得等通知書	被保険者氏名等を記載
③労働保険概算・確定保険料申告書	当該年度の保険料を申告する書類、被保険者数、保険料を記載
④保険料の納入に係る領収済通知書	納入保険料を記載

※経営事項審査では、③及び④の書類を中心に確認している。

※各労働者の氏名・保険番号・資格取得年月日を確認するためには、②の書類が必要となる。

・健康保険及び厚生年金保険:「保険料の納入に係る領収証書」又は「納入証明書」

※健康保険及び厚生年金保険に係る書類

①新規適用届	保険適用時に提出する書類、事業主の名称、従業員数等を記載
②資格取得確認および標準報酬決定通知書	被保険者氏名等を記載
③保険料の納入に係る領収証書・納入証明書	納入保険料を記載

※経営事項審査では、③の書類を中心に確認している。

※各労働者の氏名・保険番号・資格取得年月日・標準報酬月額を確認するには、②の書類が必要となる。

主な検討事項

3. 事業所が未加入の場合の対応

○保険未加入であることが判明した申請者について、許可・更新を認めつつ加入を指導することとするか。

※許可・更新をしない場合、保険未加入の申請者は、軽微な工事を除き、建設業を営むことができなくなる。

※現行法上、保険関係は許可要件として列挙されていないため、許可・更新をしないとする場合には法改正を要する。

○スキームとしては社会保険担当部局への通報が考えられるが、実効を上げるためには総合的な対策と合わせた段階的な対応が必要ではないか。

※現状の保険加入状況を踏まえ、段階的に指導・通報を厳格化するような実施方法をとるべきか。

建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導（④関係条文）

○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（許可申請書の添付書類）

第六条 前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三 使用人数を記載した書面

四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 次条第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面

六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

2 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校基本法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

四 請負契約（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

（建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

3 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導 (④関係条文)

○建設業法施行規則

(昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第十一号による建設業法施行令(以下「令」という。)第三条に規定する使用人の一覧表
- 二 別記様式第十一号の二による法第七条第二号ハに該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表
- 三 別記様式第十二号による許可申請書(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。)の略歴書
- 四 別記様式第十三号による令第三条に規定する使用人(当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。)の略歴書
- 五 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)
- 六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- 七 法人である場合においては、定款
- 八 法人である場合においては、別記様式第十四号による総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面

九 株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第三条第二項に規定する特例有限会社を除く。以下同じ。)以外の法人又は小会社(資本金の額が一億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上でない株式会社をいう。以下同じ。)である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、株式会社(小会社を除く。)である場合においてはこれらの書類及び別記様式第十七号の三による附属明細表

十 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

十一 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十二 別記様式第二十号による営業の沿革を記載した書面

十三 法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体に所属する場合には、別記様式第二十号の二による当該建設業者団体の名称及び当該建設業者団体に所属した年月日を記載した書面

十四 国土交通大臣の許可を申請する者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税のそれぞれ直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十五 都道府県知事の許可を申請する者については、事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十六 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面

2 一般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。